

介護保険に関するQ&A

問1 . 介護保険料は、特別徴収（年金天引き）から納付書払いや口座振替に変更できますか？

【答】介護保険料を納めていただく方法は、介護保険法に定められておりますので、一定以上の年金を受けられている方は特別徴収（年金天引き）となります。特別徴収（年金天引き）により徴収する趣旨としては以下の3つがあります。

徴収方法を選択性にするとそのための手続きが必要となるため、みなさんの手続きや役場、金融機関で支払う手間を省くためです。

保険料を確実に納めていただくことによって、収納関係に係る経費を抑えることで、みなさんの保険料負担を増やさないようにするためです。

介護保険事業は、共同連帯の理念（助け合いの精神）に基づいてみなさんの介護保険料によって支えられていますので、介護保険料の未納があると、未納された方が適切なサービスを受けられなくなるだけでなく、介護保険に必要な財源が減少してしまいますので、みなさん全体の保険料の負担が増えることにもつながるためです。

このことから、介護保険料の効率的で確実な徴収方法として、特別徴収（年金天引き）させていただくことになっておりますので、希望により納付書や口座振替による納付方法に変更することはできません。

問2 . 介護保険料の納付方法を、公的年金の年金所得に係る分は特別徴収（年金天引き）にし、年金所得以外の所得に係る分は普通徴収（納付書払いや口座振替）にすることはできますか？

【答】介護保険料は、本人・世帯の課税状況や所得の状況並びに世帯の課税状況をもとに所得段階別の定額制の保険料が決定されます。

そのため、公的年金の所得と年金所得以外の所得を別々に計算する訳ではありませんので、介護保険料を2つに分けることはできません。

また、介護保険法では特別徴収（年金天引き）を優先とするように定められておりますので、一定以上の年金を受けられている方は特別徴収（年金天引き）となりますので、普通徴収（納付書払いや口座振替）を選択することはできません。

問3 . 介護保険料は段階ごとに決まった金額（定額制）になっていますが、税金のように率をかけて計算する（定率制）というようなことはできないのでしょうか？

【答】介護保険は、「共同連帯の理念（助け合いの精神）に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。」としていますが、現状の所得の比率では非課税の方が半数以上を占めていますので、定率制では介護保険事業に必要な財源を確保するために保険料の率が上昇してしまい、所得のある方たちに大きな負担をかけることになってしまいます。

特に高額所得の方たちの負担は著しく高額となりますが、介護保険サービスは医療保険の医療費に比べて著しく高額な負担が発生することがありませんので、介護サービスに係る費用との釣り合いがとれなくなってしまいます。

そのため、定率制で介護保険料を計算するのではなく、所得段階別に定額保険料を設定することとなっています。